

別記第五十九号様式

その二 (通算法人用)

法人の設立等報告書										管理番号				
										処理日	. . .			
受付	年	月	日	*コード欄	登録	事由	組	織	分	業	種	法	人	分
	千葉県 県税事務所長 様				課税	標準								
千葉県県税条例第22条の規定により、次のとおり報告します。														
納税義務者	(ふりがな)													
	本店等の所在地	〒 (電話)												
	(ふりがな)	(ふりがな)												
	法人名	代表者氏名												
法人番号														
グループ通算制度の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通算親法人</u> ・ <u>になった。</u> ・ <u>通算子法人</u> ・ <u>でなくなった。</u> 													
法人税のグループ通算制度に係る報告事項	報告事由	<ol style="list-style-type: none"> ① グループ通算制度の承認があった。 ② 完全支配関係を有することとなった (加入)。 ③ 通算完全支配関係等を有しなくなった (離脱)。 ④ グループ通算制度適用の取りやめの承認があった。 ⑤ 青色申告の承認の取消しがあった。 										報告事由の生じた日	. . . (承認等の日)	
	最初通算親事業年度	. . . から . . . まで												
	通算子法人適用事業年度	. . . から . . . まで												
	通算 (変更) 前事業年度	. . . から . . . まで												
	通算 (変更) 後事業年度	. . . から . . . まで												
	通算延長承認の有無	有・無	県民税	. . . から . . . までの事業年度から 月間										
			事業税	. . . から . . . までの事業年度から 月間										
	通算前欠損金の有無	資産時価評価法人の別						株式移転完全子会社の別						
	有・無		該当・非該当						該当・非該当					
	通算親法人	(ふりがな)												
本店等の所在地		〒 (電話)												
県内に事務所がある場合の県内事務所の所在地		〒 (電話)												
(ふりがな)												通算子法人数		
法人名												社		
法人番号														
関与税理士住所・氏名	〒 (電話)						還付を受ける金融機関支	とす	ける	融	び	法	銀行 支店	
										口座番号 (普通・当座)				

法人の設立等報告書（その2）記載の手引

（報告期限）

- 1 グループ通算制度の適用を受ける（受けない）こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。

（報告先）

- 2 納税地（主たる事務所又は事業所がある地）を所管する県税事務所に報告してください。

（添付書類）

- 3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。

（1）適用又は加入の場合

ア 通算親法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し

イ 通算子法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し

（2）離脱（通算子法人）の場合

「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し

（3）取りやめの承認又は青色申告の承認の取消しがあった場合

取りやめの承認通知書又は青色申告の承認の取消通知書の写し

（留意事項）

- 4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。